（裏面）

記載上の注意

１　※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

２　①の欄は、障害の原因となった傷病の発生当時の身分を、例えば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」「陸軍軍属（雇員）」、「徴用工」等のように記載してください。

３　②の欄は、もとの身分により次の区分に従って記載してください。
(1) 戦傷病者等が軍人又は軍属（内地勤務の軍属で旧令共済組合公務傷病年金等を受けていなかった者を除きます。）であった場合は、退職時の本籍地
(2) 戦傷病者等が徴用工、動員学徒、国民勤労報国隊員、戦闘参加者、国民義勇隊員、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者、内地勤務の軍属（旧令共済組合公務傷病年金等を受けていなかった者に限ります。）、防空従事者等であった場合は、初めて障害年金等を請求した当時の居住地

４　③の欄の「41　その他」を○で囲んだ場合は、次の給付の中から該当するものを選んで括弧の中に記載し、給付を受けたことがわかる年金証書等の写しを添付してください。

郵政省共済組合障害年金	日本鉄道共済組合障害年金
日本電信電話共済組合障害年金	旧陸軍共済組合障害一時金
旧海軍共済組合公傷病一時金	旧逓信部内職員共済組合傷痍給与金又は疾病給与金
旧逓信共済組合公傷一時金	旧国有鉄道共済組合公傷一時金又は障害一時金

５　④の欄は、例えば「第３項症」（増加恩給等の場合）、「第３款症」（傷病年金等の場合）又は「３級」（旧令共済組合公務傷病年金等の場合）のように記載してください。

６　⑥の欄は、前回受けた戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券の名称、裁定通知書記号番号及び請求当時の住所を記載してください。

７　⑦の欄の「欠格事由」は、これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたことがあるかどうかによって異なります。(1)又は(2)の区分に従って、次の欠格事由に該当するかしないかについて、番号を○で囲んでください。
(1) これまでに戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたことがある方（継続支給対象者）
　　戦傷病者等と離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあること
(2) これまでに戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたことがない方（新規支給対象者）
　　禁錮以上の刑に処せられていること　若しくは
　　戦傷病者等と離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあること

８　戦傷病者等の妻の相続人が請求者である場合は、⑤の欄に相続人の氏名、生年月日、個人番号及び住所、⑥の欄に戦傷病者等の妻が前回受けた特別給付金国庫債券の名称等を記載するとともに、⑧の欄に戦傷病者等の妻の氏名及び死亡年月日を記載してください。

９　⑨の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
(1) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき（１代理人）
(2) 未成年者のために親権を行う方又は未成年後見人が代わって請求するとき（２親権者等）
(3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき（３成年後見人等）

10　⑩の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称及び所在地を記載してください。

11　最下欄の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。